

伊丹市福祉事務所等における実習生受入れに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市福祉事務所及び伊丹市立社会福祉施設（以下「福祉事務所等」という。）における大学及び専門学校等（以下「大学等」という。）の学生（以下「実習生」という。）の受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象実習生)

第2条 福祉事務所等において受け入れる実習生は、大学等の社会福祉に関する実習の単位を取得しようとする者とする。

(受入手続)

第3条 大学等の長は、福祉事務所等における実習を希望するときは、当該実習に係る実習生の氏名並びに実習の期間、場所及び内容等を記載した書面を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、内容を審査し、受入れの可否を決定し、その旨を大学等の長に速やかに通知しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、次のいずれかに該当するときは、受入れをしないことができる。

(1) 希望する実習の内容が福祉事務所等の業務に合致しないとき。

(2) 福祉事務所等の業務に支障があると認めるとき。

4 第2項の規定による実習生の受入れの決定の通知を受けた大学等の長は、様式第1号により実習生の受け入れに関する協定を市長と締結しなければならない。

(費用)

第4条 前条第4項の規定により市長と協定を締結した大学等の長は、実習に要する費用として、実習生1人につき1日1,000円を市に支払うものとする。ただし、市長は大学等の長と協議の上、別の額を定めることができる。

2 前項に定める費用のほか、市長は、実習に伴い生じた給食費等の実費相当額を実習生から徴収することができる。

(報酬等)

第5条 市長は、受入れを決定した実習生に対し、賃金、報酬、手当、交通費その他いかなる金品も支給しない。ただし、実習において所属長が出張を命じた場合は、交通費の実費相当額を支給するものとする。

(実習生の義務等)

第6条 実習生は、実習上知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。実習の終了後もまた同様とする。

2 実習生は、実習に専念するとともに、受入れ先の所属の長その他の職員の指示に従わなければならない。

3 実習生は、実習中は、市職員が遵守しなければならない法令等を遵守しなければならない。

4 実習生は、大学等の長から受入れの決定の通知を受けたときは、速やかに誓約書（様式第2号）を大学等の長を経て市長に提出しなければならない。

（賠償責任等）

第7条 市は、実習中の実習生の安全確保に配慮するものとする。

2 大学等又は実習生は、実習中の事故等に備えて傷害保険に加入し、事故等に際しては、自ら対応しなければならない。

3 大学等又は実習生は、賠償責任保険に加入し、実習生の故意又は過失により本市及び第三者に損害を与えたときは、連帯して損害を賠償しなければならない。

（実習の中止）

第8条 市は、次のいずれかに該当するときは、実習を中止することができる。この場合において、市は大学等にその旨を通知するものとする。

（1）実習生が第6条の規定による実習生の義務に違反したとき。

（2）実習生の故意により事故等が発生したとき。

（3）実習生の過失により重大な事故等が発生し、実習を続けることが不適当と認めるとき。

（4）災害その他不可抗力により実習を行うことができなくなったとき。

2 前項の規定により実習を中止した場合における第4条第1項の費用の額については、実習を中止した日までの日数により算定するものとする。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、実習生の受入れについて必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

伊丹市福祉事務所等における実習生の受入れに関する協定

〇〇〇大学（以下「甲」という。）と伊丹市（以下「乙」という。）は、甲に在学する学生の伊丹市福祉事務所及び伊丹市立社会福祉施設（以下「福祉事務所等」という。）における実習について、次のとおり協定を締結する。

（実習の受入れ）

第 1 条 乙は、甲に在学する実習生に対し、福祉事務所等において実習を行う。

2 前項の実習生の氏名並びにその実習期間及び実習場所は次のとおりとする。

氏名	実習期間	実習場所
	年 月 日～ 月 日まで（ 日間）	
	年 月 日～ 月 日まで（ 日間）	
	年 月 日～ 月 日まで（ 日間）	

3 実習の時間及びカリキュラムは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（実習の費用）

第 2 条 甲は、実習の費用として、実習生 1 人につき 1 日 円を乙に支払うものとする。この場合において、実習生が実習を休んだ日についても 1 日として算定する。

2 乙は、実習の終了後速やかに前項の規定により算出した額を甲に請求し、甲は、当該請求のあった日から 1 か月以内に乙の指定する口座に当該額を振り込むものとする。

（報酬等）

第 3 条 乙は、実習生に対し、賃金、報酬、手当、交通費その他いかなる金品も支給しない。

（実習生の義務等）

第 4 条 実習生は、実習上知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。実習の終了後もまた同様とする。

2 実習生は、実習に専念するとともに、受入れ先の所属の長その他の職員の指示に従わなければならない。

3 実習生は、実習中は、市職員が遵守しなければならない法令等を遵守しなければならない。

4 甲は、実習生に対し、前各項に規定する事項を遵守するよう指導しなければならない。

5 甲は、伊丹市福祉事務所等における実習生受入れに関する要綱第6条第4項の規定により実習生が甲に提出した誓約書を、実習開始日までに乙に提出しなければならない。

(賠償責任等)

第5条 乙は、実習中の実習生の安全確保に配慮するものとする。

2 甲又は実習生は、実習中の事故等に備えて傷害保険に加入し、事故等に際しては、自ら対応しなければならない。

3 甲又は実習生は、賠償責任保険に加入し、実習生の故意又は過失により本市及び第三者に損害を与えたときは、連帯して損害を賠償しなければならない。

(実習の中止)

第6条 乙は、次のいずれかに該当するときは、実習を中止することができる。この場合において、乙は甲にその旨を通知するものとする。

(1) 実習生が第4条の規定による実習生の義務に違反したとき。

(2) 実習生の故意により事故等が発生したとき。

(3) 実習生の過失により重大な事故等が発生し、実習を続けることが不適當と認めるとき。

(4) 災害その他不可抗力により実習を行うことができなくなったとき。

2 前項の規定により実習を中止した場合における第2条第1項の費用の額については、実習を中止した日までの日数により算定するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、処理するものとする。

本契約の証として、この協定書を2通作成し、甲乙押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲)

(乙) 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市
伊丹市長

(様式第2号)

誓 約 書

私は、伊丹市福祉事務所等において実習を受けるに当たり、次のとおり誓約します。

- 1 実習中は、実習に専念します。
- 2 市民等のプライバシーに配慮し、実習上知り得た個人情報その他の秘密を実習中又は実習終了後において漏らすことはいたしません。
- 3 実習先の所属長や他の職員の指示に従います。
- 4 関係法令を遵守します。
- 5 市又は第三者に損害を与えた場合は、自らの責任において対応します。

年 月 日

住所

氏名

大学等の名称